

第7章 環境管理計画

7-1 環境管理の基本的事項

7-1-1 目的

今後の事業実施に際し、「岡山県環境影響評価等に関する条例」（岡山県条例第7号）第28条に基づいて必要な環境管理（以下、「事後調査」という。）を行い、環境影響評価における予測結果の検証および環境保全措置の効果の確認、並びに予測し得なかった問題等を把握し、必要に応じ、事業の実施に反映させることを目的とする。

7-1-2 事後調査の結果を踏まえた対応

事後調査の結果については、実施した環境影響評価と照合し、工事の実施及び施設の存在・供用に有効に反映するよう努めることとする。

また、事後調査の結果により、環境への影響の程度が著しいことが明らかとなった場合等においては、必要に応じて追加の環境保全措置の検討・実施、環境管理計画の見直し、事業計画への反映等、適切に対応するものとする。

7-1-3 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、「岡山県環境影響評価等に関する条例」第29条に基づいて毎年度とりまとめ後、翌年度の5月末までに岡山県及び関係市町（笠岡市、浅口市、里庄町）へ報告するものとする。

7-2 事後調査の項目及び手法

環境影響評価に係る設定項目としたもののうち、以下のいずれかに該当する可能性及び環境への影響の重大性等に留意しつつ、対象事業に係る工事の実施中及び存在・供用後において事後調査を行うこととする。ただし、不確実性が大きい場合に限らず、不確実性を含まれる項目については、必要に応じて計画に対する実施状況のモニタリングを行う。

- ・選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
- ・工事の実施中及び存在・供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

7-2-1 事後調査を実施する項目

「第5章 環境影響評価の結果」に示す予測・評価の結果及び上記の方針に基づき選定した事後調査項目は、表7-2.1に示すとおりである。

表 7-2.1 事後調査の項目

環境要素	影響要因		調査項目
—	工事中	建設機械の稼働 工事用車両の走行 土地の改変	工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況
	供用後	施設の稼働 廃棄物運搬車両の走行	施設計画、施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況
大気質	工事中	建設機械の稼働 土地の改変	粉じん
	供用後	施設の稼働	煙突排ガス中の汚染物質濃度、一般環境大気質濃度
騒音	工事中	建設機械の稼働	騒音レベル
	工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行台数、騒音レベル
	供用後	施設の稼働	騒音レベル
	供用後	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行台数、騒音レベル
振動	工事中	建設機械の稼働	振動レベル
	工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行台数、振動レベル
	供用後	施設の稼働	振動レベル
	供用後	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行台数、振動レベル
悪臭	供用後	施設の稼働	特定悪臭物質濃度、臭気指数（敷地境界）
景観	供用後	施設の有無	眺望景観

7-2-2 事後調査の方法・内容

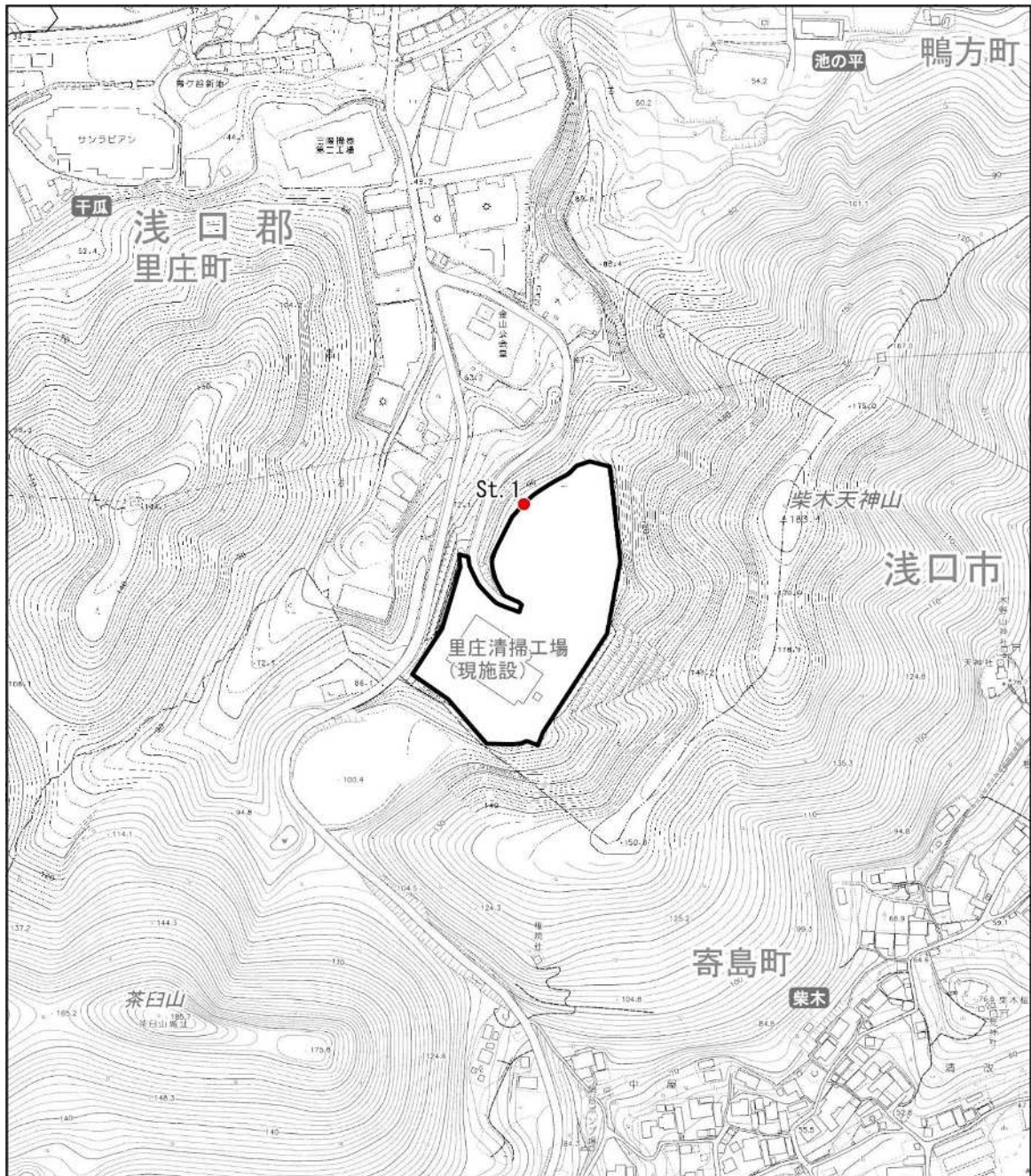
事後調査の方法・内容を表 7-2.2～表 7-2.3 に、事後調査の実施位置を図 7-2.1～図 7-2.6 に示す。

なお、事業の実施に当たっては、表 7-2.2 及び表 7-2.3(1)～(2)に示す環境要素（大気質、騒音、振動、悪臭、景観）に係る調査のほか、工事計画及び実施状況、施設計画及び稼働状況、環境保全措置の実施状況等についても事後調査（環境管理）に位置付けて調査を行う。



表 7-2.2 事後調査の内容・方法（工事中）

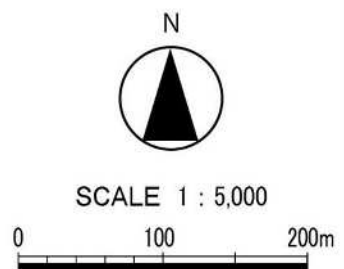
区分	環境要素	調査項目	調査地点	調査方法	調査時期	実施主体
工事の実施	—	工事計画、工事方法、環境保全措置の実施状況	—	現地確認	工事期間中	事業者
	大気質	粉じん	敷地境界 (図 7-2.1 : St. 1)	ダストジャーによる捕集	土砂掘削工を実施する時期(1回/季)	
	騒音	騒音レベル	敷地境界 (図 7-2.2 : St. 1, 2)	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省)に基づき、騒音計により測定	建設機械の稼働台数が最大となると想定される時期(1回)	
			工事用車両の走行ルート沿道 ^注 (図 7-2.2 : St. 3, 4, 5, 6)		工事用車両台数が最大となる時期(1回)	
		工事用車両の台数	対象事業実施区域の出入口付近	カウンターによる計測	工事用車両台数が最大となる時期(1回)	
	振動	振動レベル	敷地境界 (図 7-2.2 : St. 1, 2)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)及び「振動レベル測定方法」(日本産業規格 Z 8735)に定める方法	建設機械の稼働台数が最大となると想定される	
			工事用車両の走行ルート沿道 ^注 (図 7-2.2 : St. 3, 4, 5, 6)		工事用車両台数が最大となる時期(1回)	
		工事用車両の台数	対象事業実施区域の出入口付近	カウンターによる計測	工事用車両台数が最大となる時期(1回)	

注) 騒音・振動に係る工事用車両の走行ルート沿道調査地点は、対象事業実施区域周辺で実施される予定である工事の実施状況に合わせて St. 3～6 のうち適切な地点を設定して実施する。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  大気質調査地点



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

図 7-2.1 事後調査の実施位置図（工事中：大気質）

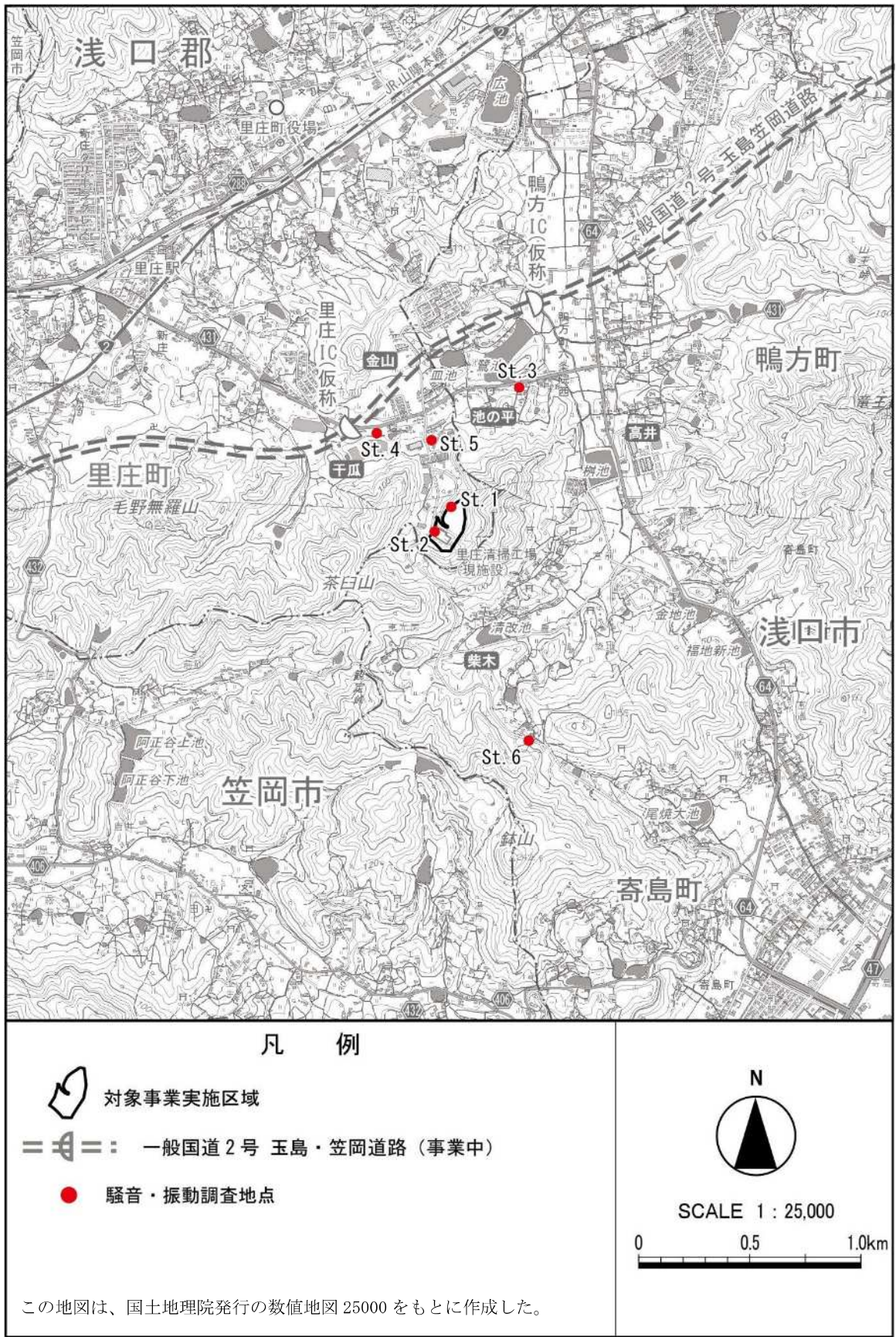


図 7-2.2 事後調査の実施位置図（工事中：騒音・振動）

表 7-2.3 (1) 事後調査の内容・方法（供用後）

区分	環境要素	調査項目	調査地点	調査方法	調査時期	実施主体
存在・供用	—	施設計画、施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況	—	現地確認	施設が安定的に稼働した時期	事業者
	大気質	二酸化硫黄	対象事業実施区域周辺 (図 7-2.3 : St. 2, 3, 4, 5)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環告第 25 号) に基づく方法	供用開始後 5 年間 (代表 1 季×7 日/年) 注	
		窒素酸化物		「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環告第 38 号) に基づく方法		
		浮遊粒子状物質		「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環告第 25 号) に基づく方法		
		塩化水素		「大気汚染物質測定方法指針」(昭和 62 年、環境庁) に基づく方法		
		ダイオキシン類		「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環告第 68 号) に基づく方法		
水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成 31 年、環境省) に基づく方法					

注) 本環境影響評価に係る環境管理の終了後についても、継続的にモニタリング調査を実施する。

表 7-2.3 (2) 事後調査の内容・方法（供用後）

区分	環境要素	調査項目	調査地点	調査方法	調査時期	実施主体
存在・供用	騒音	騒音レベル	敷地境界 (図 7-2.4 : St.1, 2)	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省)に基づき、騒音計により測定	供用開始後 5 年間 (1 回/年) ^注	事業者
			廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道 (図 7-2.4 : St.3, 4, 5)			
		廃棄物運搬車両等の台数	対象事業実施区域の出入口付近	カウンターによる計測	供用開始後 5 年間 (1 回/年)	
	振動	振動レベル	敷地境界 (図 7-2.4 : St.1, 2)	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 総理府令第 58 号)及び「振動レベル測定方法」(日本産業規格 Z 8735)に定める方法	供用開始後 5 年間 (1 回/年) ^注	
			廃棄物運搬車両等の走行ルート沿道 (図 7-2.4 : St.3, 4, 5)			
		廃棄物運搬車両等の台数	対象事業実施区域の出入口付近	カウンターによる計測	供用開始後 5 年間 (1 回/年)	
悪臭	特定悪臭物質濃度 臭気指数	敷地境界 (図 7-2.5 : St.1, 2)	環境庁告示に定める方法	供用開始後 5 年間 (1 回/年) ^注		
景観	眺望景観	対象事業実施区域周辺 (図 7-2.6 : St.1)	写真撮影	供用開始後 (1 回)		

注) 本環境影響評価に係る環境管理の終了後についても、継続的にモニタリング調査を実施する。

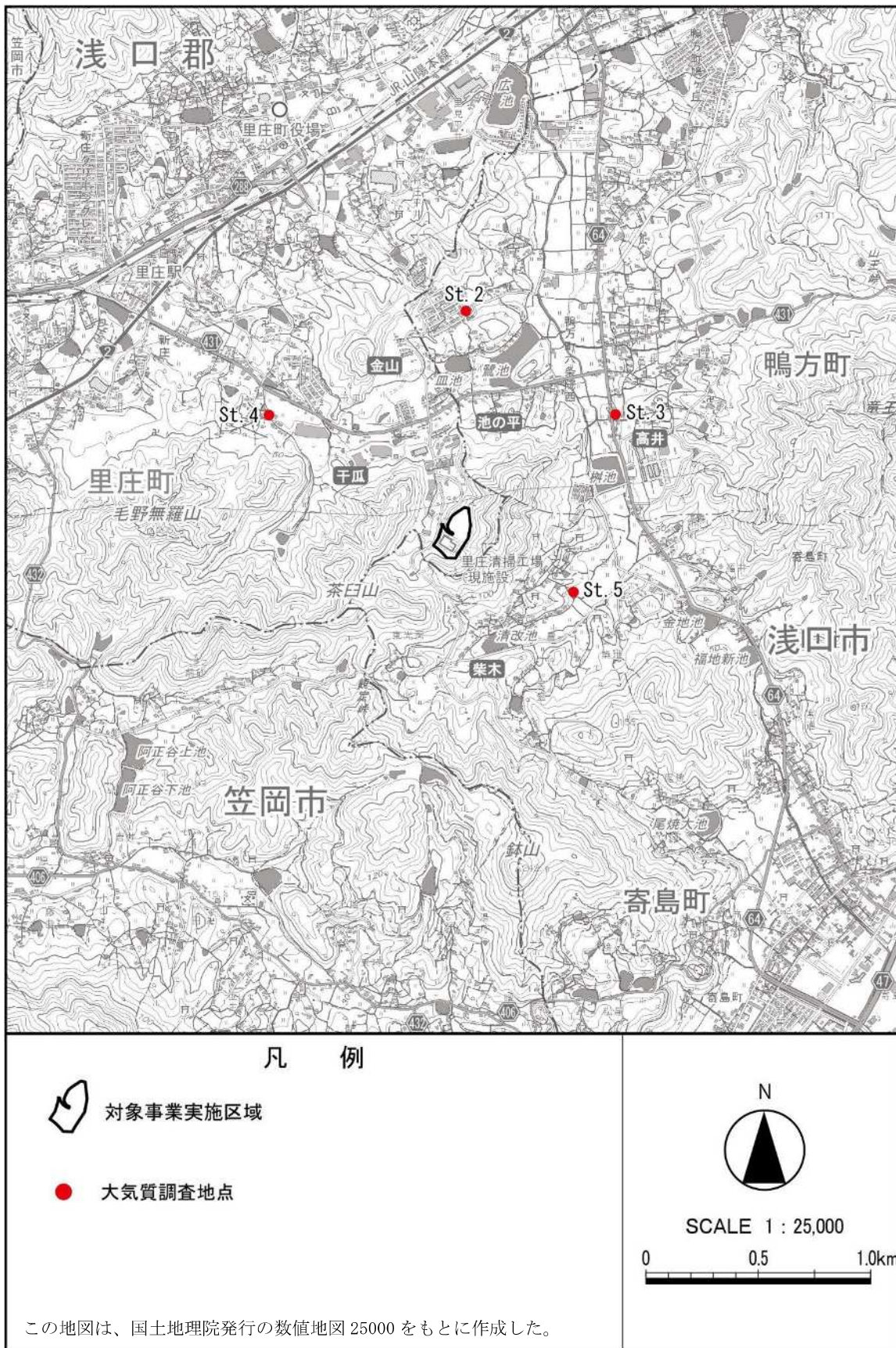


図 7-2.3 事後調査の実施位置図（存在・供用：大気質）

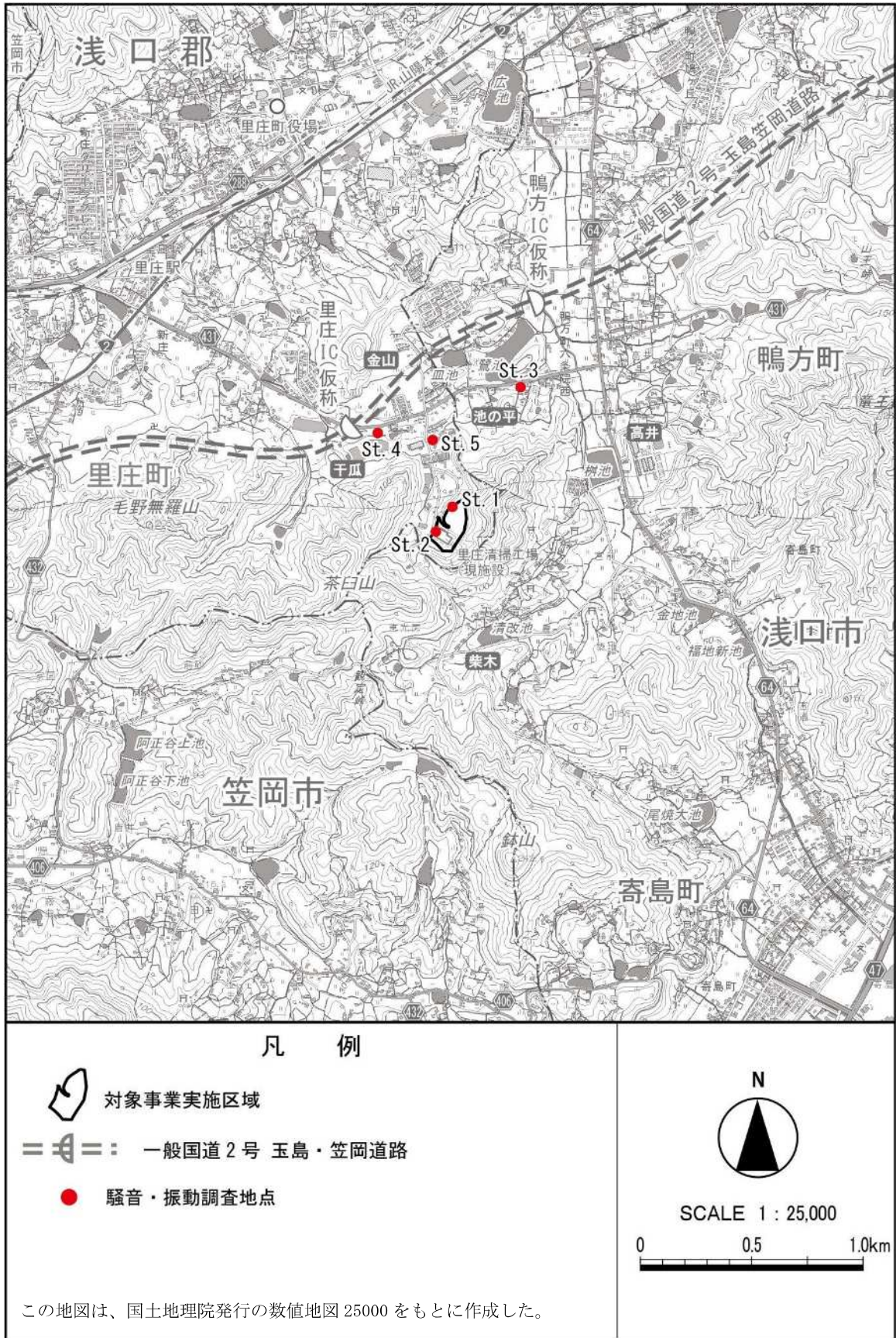
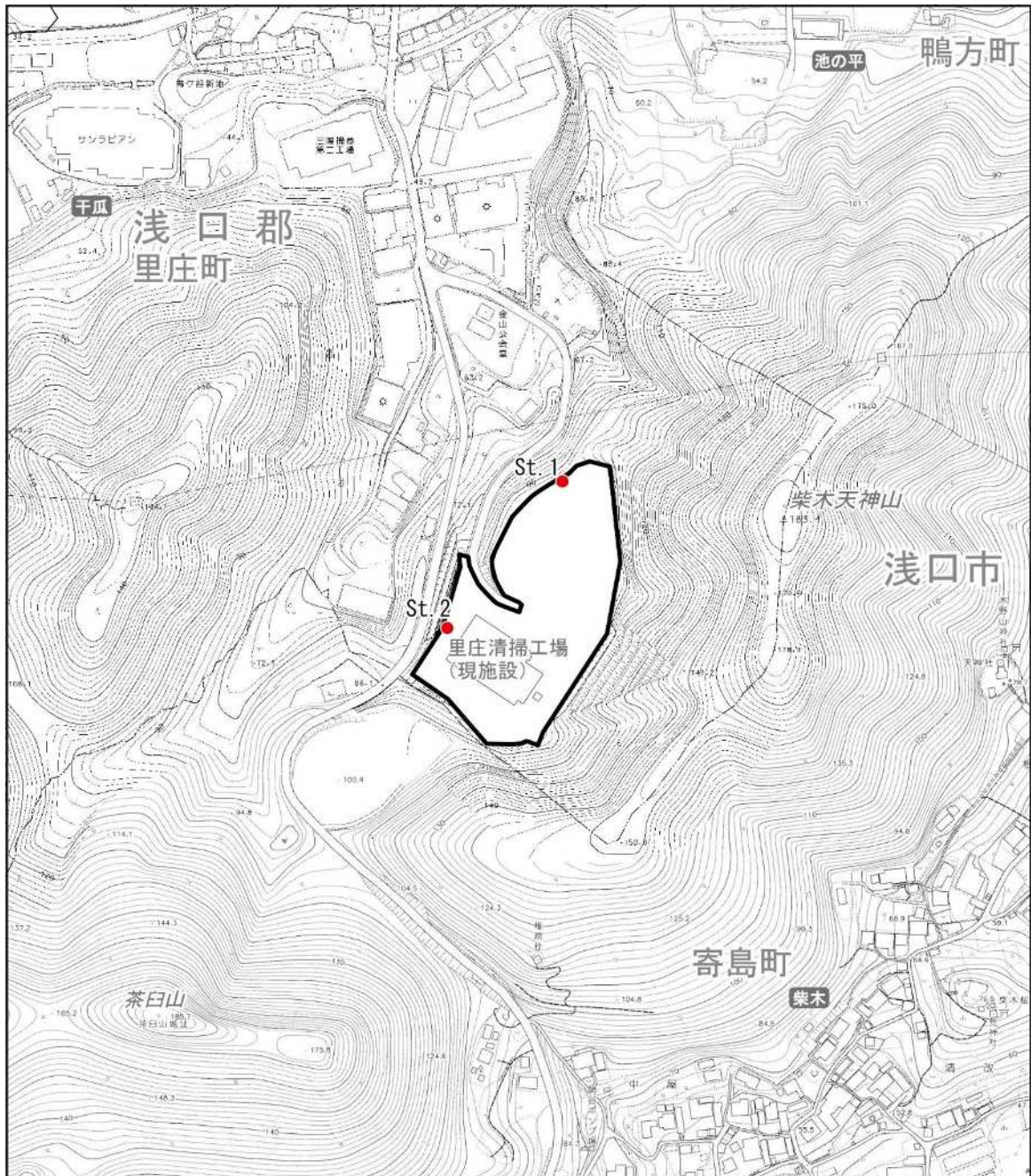



図 7-2.4 事後調査の実施位置図（存在・供用：騒音・振動）



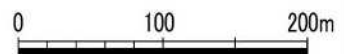
凡 例

 対象事業実施区域

 悪臭調査地点



SCALE 1 : 5,000



この地図は、里庄町都市計画図及び浅口市都市計画図をもとに作成した。

図 7-2.5 事後調査の実施位置図 (存在・供用：悪臭)

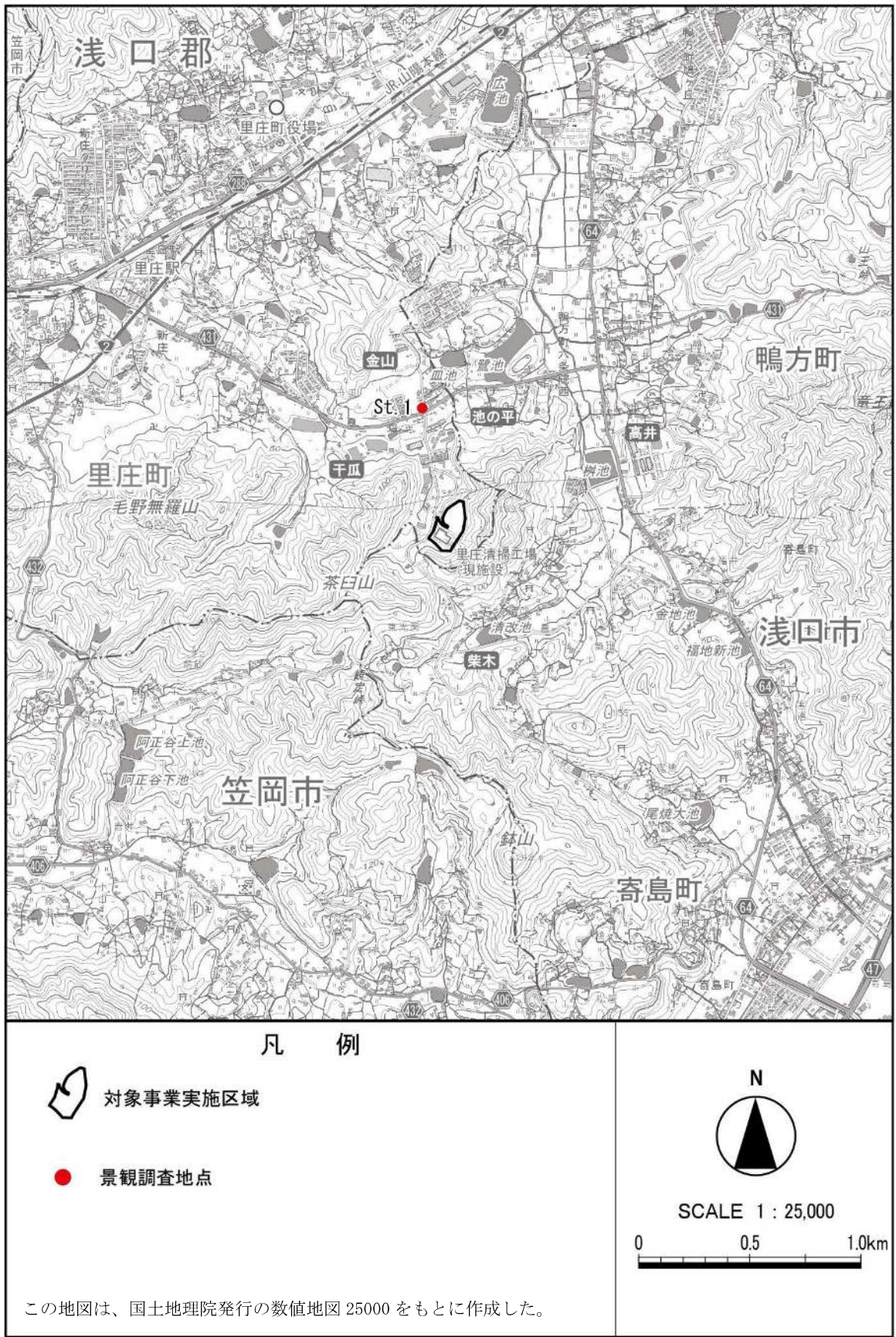


図 7-2.6 事後調査の実施位置図（存在・供用：景観）